

香川県都市計画公聴会規則（昭和45年香川県規則第21号）第2条の規定により、次のとおり香川県都市計画公聴会を開催する。

令和3年8月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所
令和3年9月6日（月曜日） 午前10時から	高松市番町1丁目8番15号 高松市役所8階82会議室

2 意見を聞こうとする都市計画の案の概要

別記のとおり

3 公述の申出の方法及び期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和3年8月24日（火曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）に、意見の要旨並びに住所、氏名、年齢及び職業を公述申出書（香川県土木部都市計画課、高松市都市整備局都市計画課及び綾川町建設課に備え置く。）に記載して香川県土木部都市計画課へ提出すること。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものに限り有効とする。

4 開催の中止

3に掲げる公述の申出がなかった場合には、1に掲げる公聴会の開催は中止する。

別記

高松広域都市計画公園の変更案の概要

高松広域都市計画公園を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
広域公園	9・6・101	香川中央 広域公園	高松市香川町安原下 高松市香南町岡 高松市香南町西庄 高松市香南町由佐 綾歌郡綾川町粉所東 綾歌郡綾川町千疋	約99.0ha	さぬきの館 ふるさと広場 サイクリング コース イベント広場 多目的ホール ふるさとの森 テニスコート 体育館 運動広場 空の広場 湖畔広場 体験広場

なお、参考図は、香川県土木部都市計画課、高松市都市整備局都市計画課及び綾川町建設課において公述の申出の期限まで閲覧に供する。